

重度心身障害者タクシー料金助成事業 と障害者自動車燃料費用助成事業

朝日町では、障がいのある方の外出や社会参加の促進を図ることを目的として、次の2つの事業を行っています。これらの事業はどちらか一方の助成を選択することになります。

新規で助成を希望される方は、必要書類を揃えて保険福祉課窓口で申請してください。

また、現在利用されている方は、更新申請が必要です。更新案内を送付していますので、4月26日（金）までに申請してください。

事業名	重度心身障害者タクシー料金助成事業	障害者自動車燃料費用助成事業
助成内容	町が指定するタクシーの初乗り運賃相当額を助成。1ヶ月あたり、タクシー乗車券（初乗り運賃相当額）2枚を交付。	1ヶ月に自動車燃料費に要した費用を助成。ただし、1ヶ月1,250円を上限とする。毎月、請求書の提出が必要です。（燃料費の領収書を添付）
対象者等	朝日町に住所を有し、次のいずれかの障がいに該当する方。 ①身体障害者手帳 1級～3級 ②療育手帳 A ③精神障害者保健福祉手帳 1級～3級 ※新規の場合：申請月から対象	朝日町に住所を有し、次の障がいに該当し、障がい者本人が自己所有の普通自動車を運転、又は介護者が自己所有の普通自動車を運転する場合。 ①身体障害者手帳 1級～3級 ②療育手帳 A ③精神障害者保健福祉手帳 1級～3級 ※新規の場合：申請月の翌月から対象
申請に必要な書類等	・申請書 ・障害者手帳 ・認印	・申請書 ・車検証 ・障害者手帳 ・運転免許証（介護者が運転の場合、介護者の運転免許証） ・認印

制度の詳細については、下記までご連絡下さい。

【申込み・問い合わせ先】 保険福祉課 377-5659



**北勢
地域**

若者サポートステーション

出張相談 in 朝日（無料・要予約）



内容：就労に対するさまざまな相談をお受けします。

対象：15～39歳で無職の方
（ご家族・関係者・在学中でも可）

日時：3月27日（水）10時～12時

場所：朝日町役場 第2会議室

問い合わせ・申込先：北勢地域若者サポートステーション
TEL 359-7280